

明監報第20号

コミュニティ推進部定期監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成27年(2015年)12月24日

明石市監査委員 林 郁 朗

同 星 川 啓 明

同 千 住 啓 介

同 宮 坂 祐 太

コミュニティ推進部定期監査の結果について

I 監査の対象

コミュニティ推進部

人権推進課 男女共同参画課 市民協働推進室

II 監査の期間

平成27年10月27日から平成27年12月24日まで

III 監査の範囲

平成27年8月末日現在における財務に関する事務

IV 監査の方法

コミュニティ推進部各課から予算の執行状況、物品の管理状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、財務会計処理が法令等に基づき適正に行われているか、事務の執行が計画的かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 予算の執行等
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 補助金
- (5) 貸付金
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) 文書事務
- (9) 出張命令

V 監査の結果

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかし、次のような事例が見受けられたので、検討のうえ、改善措置を講じられたい。

また、別途改善の検討を指示した事項についても、改善措置を講じられたい。

1 貸付金について

人権推進課において徴収している償還金のうち住宅資金貸付金については、明石市住宅新築資金等貸付条例及び阪神・淡路大震災に伴う明石市住宅新築資金等貸付条例の特例に関する条例（いずれも平成9年4月1日廃止）に基づき徴収している。

住宅資金貸付金の平成27年8月末日現在の収入状況は、次表に示すとおりである。

区 分		調定額 (円)	収入済額 (円)	収入率 (%)	収入未済額 (円)
住宅資金貸付金 元 利 収 入	現年度分	1,092,089	224,968	20.6	867,121
	(内納期到来分)	(569,826)	(224,968)	(39.5)	(344,858)
	滞納繰越分	244,933,211	6,017,995	2.5	238,915,216
	計	246,025,300	6,242,963	2.5	239,782,337

注1 現年度分の調定額・収入済額・収入未済額には、納期末到来分を含む。

注2 コミュニティ推進部提出資料による。

住宅資金貸付金元利収入の収入未済額は、現年度分で344,858円、滞納繰越分で238,915,216円となっている。

貸付金の償還対策として、電話や戸別訪問による納付指導を行っているところであるが、依然として多額の収入未済が生じている。

債権管理について庁内関係部署と連携を深め、より積極的な徴収対策に取り組まれるとともに、借受人や連帯保証人の現況把握に努め、異動があった場合には必要な措置を講じるなど、適切な債権保全対策に取り組まれたい。

また、債権の回収が不可能と考えられる案件については、他の貸付金等との均衡を図りながら債権を放棄することについて検討を進められたい。

区 分	改修資金 (件)	新築資金 (件)	宅地資金 (件)	合 計 (件)	貸付件数に対 する割合 (%)
貸付件数	246	703	357	1,306	100.0
完納件数	226	637	332	1,195	91.5
債権放棄件数	3	0	0	3	0.2
償還中件数	17	66	25	108	8.3

注1 平成26年度末の償還状況である。

注2 コミュニティ推進部提出資料による。

区 分	改修資金(円)	新築資金(円)	宅地資金(円)	合 計(円)
調定累計	583,226,216	4,148,703,259	1,482,620,090	6,214,549,565
償還累計	565,013,272	3,970,316,502	1,434,286,580	5,969,616,354
償還率	96.88%	95.70%	96.74%	96.06%

注1 平成26年度末の元利償還状況である。

注2 コミュニティ推進部提出資料による。

2 補助金について

市民協働推進室は、住民相互の連帯に支えられた、住みがいのある地域コミュニティを創造する活動を促進し、人々の生活、福祉、文化の向上に寄与することを目的に設立された一般財団法人明石コミュニティ創造協会を支援するため、同協会に対して補助金を交付している。

補助事業完了後、同協会から提出された補助事業等実績報告書に基づき、補助事業が交付条件に適合していることなどについて審査しているところであるが、その目的が達成されるよう交付決定時はもとより、補助事業完了前であっても、必要に応じて補助事業の遂行状況等について報告を求めるなど、補助金がより効率的に執行されるよう取り組みを進められたい。